

南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 6月17日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第25号

南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南知多町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた南知多町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。